

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

日本製鉄株式会社の形成

公文, 淳 / クモン, ヒロシ / KUMON, Hiroshi

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社會勞働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

18

(号 / Number)

3-4

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

164

(発行年 / Year)

1973-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017943>

日本製鉄株式会社の形成

公文溥

目次

- c b a 目次
- 日本製鉄株式会社法の検討
- 日本製鉄株式会社の形成
- 日本製鉄株式会社とカルテル

(注) 本稿は、当初、東京教育大学『経済学論集』第五号所収の拙稿「戦前における日本鉄鋼独占の形成(上)」の
続きをなすものとして、同じ論題のもとに(中)として発表する予定であったが、本号の社会学部二十周年記念
号という性格に合わせるために独立の論文形式をとることにしたものである。

戦前における日本鉄鋼独占の形成

- I 鉄鋼カルテルの形成
- a 第一次世界大戦から昭和恐慌の間の鉄鋼資本蓄積
 - (イ) 戦後恐慌期の鉄鋼資本
 - (ロ) 大正末期から昭和恐慌に至る間の鉄鋼資本蓄積
- b 鉄鋼カルテルの形成
- c 昭和恐慌後の鉄鋼資本蓄積
- d 鉄鋼カルテルの活動(以上東京教育大学『経済学論集』第五号)

II 鉄鋼トラストの形成

- a 日本製鉄株式会社法の検討
- b 日本製鉄株式会社の形成
- c 日本製鉄株式会社とカルテル（以上本号）
- d 準戦時および戦時体制と鉄鋼資本蓄積

以上の目次のうち、本稿ではII「鉄鋼トラストの形成」、a、b、cをあつかっている。論文の構成を考慮して、表および図の番号は例えば、表II-1のように、もとの原稿のまま表示してある。尚IIのd「準戦時および戦時体制と鉄鋼資本蓄積」は次号に掲載される予定である。

a 日本製鉄株式会社法の検討

日本製鉄株式会社法（以下「日鉄法」と略す）は、昭和八年四日に公布され、昭和九年一月二九日会社設立、二月一日営業開始となつてゐる。ここでは昭和八年第六四議会における、日鉄法案の議会通過に至るまでに、再三検討された合同案の歴史をふり返り、次に、日鉄法案の内容、および具体的な合同の経過を検討して、その中から日鉄形成の必然性、およびその歴史的性格を分析する手がかりとなる問題を提出してみたいと思う。

製鉄合同案の歴史は大正年代に遡る。すでに述べたように（前掲拙稿『戦前における日本鉄鋼独占の形成（上）』）、民間鉄鋼資本は第一次世界大戦中に膨大な利潤をもとに急速に資本蓄積を進めたが、休戦による鉄鋼消費の縮小停滞、鉄価の暴落、外国商品の輸入増加は、鉄鋼業を不況の底に落しこんだ。こうした経済的事情を背景として、大正七年一二月に、農商務省鉱山局は、「戦後ニ於ケル製鉄業ニ関スル観測並製鉄政策ニ付」有識者、業者に意見を聴取している。そして各論者共に、「合同の大經營ヲ行フニ非ザレバ製鉄業ノ永続ハ困難ナリ」と結論していた。⁽¹⁾

また財界の「日本工業クラブ」では、大正七年一二月、鉄鋼自給に関して、後の商工大臣中島久万吉らに調査を委嘱した。同調査委員会は大正八年二月六日、『製鉄業保護奨励ニ関スル建議書』を提出した。建議書は応急的対策と根本的対策とから成つていて、根本的対策の第一に内地官民製鉄事業の統一が述べられていた。⁽²⁾

こうした鉄鋼業不況を背景とする民間業者の不況対策の動きに応じて、政府は大正八年七月「臨時財政經濟調査会」に鉄鋼業対策を諮問し、大正一〇年二月同調査会は次のような答申をした。

「製鉄事業は之を合同經營するを必要と認む。而して、この目的を達成する為、各製鉄所は便宜合同または經營の委託を為し、且、原料の取得、生産の配分等を共同にする目的を以て、諸製鉄所相寄りてシンジケートを組織するを可とす」⁽³⁾。

ここに政府関係の文書としては初めて合同が主張された訳である。これより先、大正五年に大戦中の鉄鋼自給をはかるため、農商務省内に「製鉄業調査会」を設け調査を要請しているが、同調査会答申では、好景氣を反映して、「政府は将来製鉄業者と協議し、もつて相互の競争を避け、官民製鉄業の調和を図るに努むること」と合同ではなく、競争の調和を主張しているにすぎない。大正五年の答申は、大正六年七月公布の『製鉄業奨励法』に生かされることとなり、大正一〇年の答申は合同としてではなく、東洋製鉄所の八幡製鉄所への委託經營に影響を持った。

関東大震災（大正一二年九月）後の復興対策として、鋼材を緊急に必要としたため、同年一〇月一七日から翌年三月末まで、鋼材輸入関税を無税としたことによつて、輸入圧力が民間企業經營を悪化させたことなどから、政府は改めて鉄鋼政策を再検討することになり、農商務省内に「製鉄鋼調査会」を設置し、「本邦の製鉄および製鋼に関する国策」について諮詢をさせることにした。そして農商務大臣高橋是清を委員長とする調査会は、大正一四年四月、次の

ような答申を行つた。

「本邦製鉄鋼業は経済的に成立し得る可能性確実なるも、従来は官営の外、製鉄製鋼を一貫する作業系統を備うるもの少なく、また各製鉄所の連絡統一を欠き、徒らに無益の競争に陥つたため、經營困難になつてゐたこと。

i 本邦製鉄鋼業は八幡製鉄所を中心とする半官半民の合同經營に拠るを可なりと認む。仍て準備の完了を俟ちて可成速に之を実行すること。」

この他、原料、生産、販売または經營に関する共同機関の設置、銑・鋼保護関税の改正等を主張している。⁽⁵⁾

以上のように、この答申は日本鉄鋼業の弱点を銑鋼一貫体系の不備、無統制による競争の放置にみて、八幡製鉄所を中心とする半官半民の合同經營、生産、販売の共同機関の設置、関税引上等、「鉄鋼自給」という政策にそつた方策を提示していた。官民合同はしかし、直線的には進行せず、なお日時を要することになるが、この答申は、大正一五年の関税定率法改正の際、鋼材関税が引上げられたこと、および八幡製鉄所会計の一般会計からの自立化の契機となつた「製鉄所特別会計」の設置となつて生かされた。既述のようによこの時銑鉄関税が据置れたこともあつて、「製鉄業奨励法」を部分的に改正し、製鉄業保護のために、大正一五年から銑鉄一トンにつき六円から三円の奨励金を高炉企業に交付することになつた。(前掲表I-26参照)したがつて民間高炉企業対策としては、合同ではなく、間接的な保護育成の方向がとられた訳である。

昭和二年田中内閣は、商工省に「商工審議会」を設置し、同審議会は昭和四年一二月、(一)官営の經營方針は合理的でないものがあるので、これを民営または官民共同事業として、能率増進をはかること、(二)企業の合同促進については、同種産業過多により企業の対立することは資本の過剰投下を來すので、企業の合同をはかることが必要であ

る等を進言した。⁽⁶⁾ ここでは官営であるための生産能率の悪さを改める手段として、民営または官民共同化が述べられている。

従来の合同案はもっぱら民間企業の経営悪化を論拠としていたのに対し、新たな視点を示したものである。

昭和五年、浜口内閣の金輸出解禁によるデフレ政策と、世界大恐慌の波及から、産業恐慌が深化し、これに対する政策を講ずるために「臨時産業審議会」が設置された。（一月二日）同審議会は産業全般にわたる政策と同時に、鉄鋼業に対する政策も答申した。その要旨を記すと次の如くである。

- 「i 八幡製鉄所ならびに銚鉄または鋼材の製造を目的とする製鉄会社を合同して一つの製鉄会社を設けること。
- ii 合同の方法は、これに参加する会社に各資産を提供せしめて出資に代え、その評価に相当する新会社の株式を交付すること。官営製鉄所の現物出資に対する株式は、政府の持株とすること。
- iii 前項の評価を行うに当つては、あらかじめ厳正なる標準を設け、適當なる評価委員会の議をへてこれを決すること。
- iv 新会社が運転資金ならびに設備の改良または拡張資金を必要とする場合は、その調査を可能ならしめるため、政府は適當なる方策を講ずること。
- v 新会社の経営は、これを民営とし、政府はこれに対して適當なる監督権を行使すること。
- vi 上記の合同措置と併行して、わが鉄鋼業の安定に資する程度に關税定率を改正すること。⁽⁷⁾ 以上である。

合同が主張され、同時に關税改正が要請されている点は以前のものと同じであるが、合同の形態が株式会社であること、八幡製鉄所の現物出資に対する株式は政府持株とすること、運転資金、設備資金調達に政府は援助をすること、新会社に対して政府は監督権を有すること等が明記されており、従来の諸案に比べてより具体的な内容となつてい

る。

この答申にもとづいて、同じころ設置されていた「臨時産業合理局」顧問会（大河内正敏、中島久万吉等）と商工大臣は相談を重ねつつ合同案を練り、大蔵、陸軍、海軍、拓務、鉄道、商工の六省会議において、製鉄合同会社法律案が承認され、各関係部分と交渉するに至った。しかし、合同後、設備拡張資金調達の手段として発行する社債の元利支払いに政府保証を必要としたが、それに大蔵省が賛成しなかつたこと、預金部から八幡製鉄所へ肩代りした債権の処理問題に同じく大蔵省が反対したこと等があつて、結局流産した。⁽⁸⁾

この産業合理局作製の合同案は公式に発表されなかつたため詳細は不明であるが、内容はのちの日鉄法案に近いものであつたようである。⁽⁹⁾ 例えば合同範囲は、八幡製鉄所と民間一〇社（日本製鋼所、釜石鉱山、日本鋼管、東京鋼材、富士製鋼、大阪製鉄、東洋製鉄、九州製鋼、東海鋼業、三菱製鉄）を対象とし、資産評価方法は複成式七分、稼高式三分（評価方法は後述する）を組合わせることになつていた。

昭和七年六月第六二議会において、鉄鋼関税改正案が審議された時、貴族院においては「現在製鉄業の資本を整理し、及び事業の合理化を図り、以て生産費の低減を期すべき」との希望決議が為され、また衆議院においては「政府は現在製鉄業の徹底的整理及合理化を図り、之を合同に導き以て生産費の低減を期する」旨の声明が為された。⁽¹⁰⁾ いずれも関税引上に際して行われたものであることから、「生産費の低減」を要請しているが、同時に「資本の整理」「合同」がその方策として述べられており、鉄鋼合同が当時避けられない動きを為していたことを示している。

そして昭和八年第六四議会において日鉄法が審議され、八年四月六日公布された。⁽¹¹⁾ 次にこの日鉄法の主な条項を検討することにしよう。

「第一条 日本製鉄株式会社ハ本邦ニ於ケル製鉄事業ノ確立ヲ図ル為政府其ノ他ノ製鉄事業者ノ製鉄事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス」

「第二条 日本製鉄株式会社ハ鐵鋼ノ製造及販売ニ関スル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル株式会社トス
日本製鉄株式会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ付帯スル業務ヲ営ムコトヲ得」

第一条、二条においては、日鉄が八幡製鉄と民間鐵鋼資本によつて構成設立され、その目的は「製鉄事業の確立を図る」ことにあるとされている。そして具体的な経営内容は、鐵鋼の製造販売、及びそれに付帯する諸事業となつてゐる。事実日鉄は鐵鋼の製造販売業務だけでなく、製鉄原料を確保するため、石炭、鉱石事業、運輸事業などの直接経営、部分投資を行つており、日鉄を頂点とするコンツェルンの様相を示して⁽¹²⁾いた。

「第三条 日本製鉄株式会社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共団体、帝国臣民又ハ帝国法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決権ノ過半数が外国人若ハ外国法人ニ属セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得」

株式所有者を規定したこの項で特徴的なことは、法人のうち議決権の過半数が外国人または外国法人に属さないものに株式所有資格を限定していることである。それは「国策会社」として外国人、外国法人の権限が介入することにより業務の遂行に障害を来すことを避けたのであろう。日鉄に参加した輪西製鉄所は、昭和六年四月に日本製鋼所から分離して独立の経営体となつていたが、それは、昭和製鋼所に外国法人が加入していたことから、合同参加に障害となることをさけたためといふ。⁽¹³⁾

「第四条 政府ハ製鉄所特別会計ニ属スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト為スコトヲ得」

「第五条 政府ハ日本製鉄株式会社ノ株式総数ノ二分ノ一ヲ超エル数ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス」

第四条、五条においては、政府出資は八幡製鉄の固定財産その他の財産をあてることと、政府が日鉄株式総数の五〇%以上を所有することが規定されている。この政府による五〇%以上の株式所有は、第六条以下の政府の日鉄に対する監督、命令権の物的基礎を為すものといえる。

〔第六条 政府ハ日本製鉄株式会社ノ業務ヲ監督ス〕

〔第七条 政府ハ日本製鉄株式会社監理官ヲ置き日本製鉄株式会社ノ業務ヲ監視セシム〕

このように第六条、七条は政府の日鉄に対する業務監督権、および監理官制度を規定している。なお第七条には、このあとに金庫、帳簿の監理官による検査等、監理官の職能を規定した文章が続いている。第八条、九条は主務大臣の命令権を規定したものである。

〔第八条 主務大臣ハ日本製鉄株式会社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得〕

〔第九条 主務大臣ハ日本製鉄株式会社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得〕

このように「軍事上」「公益上」の主務大臣による命令権が述べられており、日鉄が一般産業への鉄鋼供給と共に、直接軍事的要請を満すことが規定されていた。⁽¹⁴⁾

第一〇条から一五条までは、取締役および監査役の選任、解任、定款の変更、社債の募集、事業および財産の譲渡、事業の廃止、休止に関することが述べられている。なお、第一二条において、日鉄参加会社の出資財産評価を行う機関として、「製鉄事業評価審査委員会」が設置されることを規定し、付則第二六条において、政府が設立委員を命じ、設立委員会が日鉄設立に関する一切の事務を処理する旨を述べている。

日鉄法の規定にもとづいて、昭和八年九月二日に、日鉄法施行令公布と同時に製鉄事業評価審査委員の官制が公

布され、九月二五日、商工大臣中島久万吉を委員長とする同委員会が設置された。また同日、同じく中島久万吉を委員長とする設立委員会も設置された。

なお、これより先、三月一一日に、第六四議会、衆議院本会議において、日鉄法案の委員会経過報告のさい、商工省は「一時に一一社を合同せしむることは困難であるが故に、先以て銑鉄製造の五社を合同せしめて、其他のものは順次合同に導いて、終に一一社全部に及ばんとする」⁽¹⁵⁾という合同方針を明らかにしていた。

合同予定一一社とは、東洋製鉄、九州製鋼、輪西製鉄、釜石鉱山、三菱製鉄、富士製鋼、東海鋼業、大阪製鉄、小倉製鋼、浅野造船製鉄部、日本钢管である。川崎造船と神戸製鋼の二社も当初は合同予定に入っていたが、製鋼部門と造船、機械部門とを切り離すことができないと理由で事前に参加不能を申し入れていた。

商工省では、三月三一日以降、これら各社に対し合同参加を打診した。日本钢管、小倉製鋼、浅野造船製鉄部は、日鉄が株式配当を、六、七分に止める方針であつたこと、資産評価の方法に問題があることなどを理由に参加しないことを通知した。⁽¹⁶⁾

九月二五日に前述のように製鉄事業評価審査委員会が設置され、委員会は参加会社の資産評価をするため一一社のうち、日本钢管と浅野系二社を除く八社について、資料の提出を求めて調査をした。⁽¹⁷⁾したがつて、この時点で、合同予定会社は一三社から一一社へ、そして八社へと減少したわけである。

資産評価方法は最も問題とされた所である。当初の評価方法は「複成式評価法」（現在の設備を今日の建設価格で計算評価し、建設後の経過年数、設備の種類に応じ適切に遞減する方法）と「稼高式評価法」（現在の設備による稼ぎ高を基本として、その資本を還元算定する方法）を併用し、前者を一、後者を二の割合に組合せ、査定評価額をつくり、

表 II-1 官営製鉄所及び民間 11 社出資評価額

(単位：1,000円)

	製 鉄 所	11 社 計	合 計
払込資本+負債-手持原料製品受取勘定 (A)	214,472	174,229	388,701
複成式による評価額 (B)	164,462	73,837	238,299
稼高式による評価額 (C)	329,953	158,978	488,931
暫定評価額 $(\frac{B + 2C}{3})$ (D)	274,790	130,598	405,388
査定評価額 $D \times \frac{2}{3}$	183,193	87,065	270,258

官営製鉄所及び合同 6 社の確定評価額

(単位：1,000円)

	製 鉄 所	民間 5 社計	合 計
複成式評価額 (A)	183,462	55,488	238,950
稼高式評価額 (B)	363,071	113,299	476,370
暫定評価額 $(\frac{A+B}{2})$ (C)	273,267	84,395	357,662
査定評価額 $(C \times \frac{3}{4})$ (D)	204,950	63,297	268,247
特別評価額 (E)	79,245	12,224	91,469
全評価額 (D+E) (F)	284,195	75,521	359,716

出所：『日本製鉄株式会社史』 p. 52, 56.

稼高の資本還元率は六分とし、こうして得た査定評価額に三分の二を乗じて圧縮評価するという方法になつていた。

しかし交渉の過程で評価方法は変更され、(一)稼高式の比率を半減させ、複成式一対稼高式一の対等組合せとし、(二)稼高式の資本還元率を六分から七分に引き上げ、(三)圧縮率を三分の二から四分の三に拡張した。¹⁸これによつて、表II-1にみると、評価額は著しく増加した。すなわち、一所一社の評価額は二七〇、二五八千円であったものが、修

正後は一所六社で三五九、七一六千円となつてゐる。

『日本製鉄株式会社史』は稼高式評価法の資本還元率を七分とした理由には、生産量、鉄価が上昇したため一対一では資本が過大となること

表II-2 昭和9年日鉄生産量・比率 (単位: 1,000トン, %)

	日 鉄	日鉄外各社	合 計	輸 入 高
銑 鉄	1,856(95.9)	79(4.1)	1,934(100)	614(24.1)
合 金 鉄	3(22.8)	10(77.2)	12(100)	0(1.4)
鋼 塊	2,010(52.5)	1,814(47.5)	2,824(100)	88(2.3)
販売向半製品	161(65.1)	86(34.9)	247(100)	—(—)
圧延鋼材	1,415(45.6)	1,681(54.4)	3,094(100)	362(10.5)
薄 板	26(8.8)	269(91.2)	295(100)	3(1.0)
厚・中板	289(47.1)	337(52.9)	626(100)	66(9.6)
ブ リ キ	55(90.3)	6(9.7)	61(100)	88(59.1)
棒 鋼	275(35.8)	495(64.2)	770(100)	35(3.4)
形 鋼	278(62.3)	169(37.7)	447(100)	29(6.1)
レ ー ル 類	371(100.0)	—(—)	371(100)	7(1.9)
線 材	113(32.5)	235(67.5)	348(100)	32(8.3)
鋼 管	—(—)	137(100.0)	137(100)	15(9.7)
そ の 他	7(17.7)	34(82.3)	41(100)	87(68.0)
鍛 鋼 品	9(14.1)	55(85.9)	64(100)	—(—)
鑄 鋼 品	8(9.1)	75(90.9)	83(100)	—(—)
合 金 鋼 鋼 材	18(36.7)	36(63.3)	54(100)	70(11.5)
鋼 材 総 計	1,450(43.9)	1,847(56.1)	3,296(100)	369(1.1)

注: 輸入高()内は輸入高の生産高+輸入高に占める比率。

出所:『日本鉄鋼史』第4巻, 第3分冊。p.50-51 より。

とをあげ、そして圧縮率を四分の三とした理由には、国際競争に耐えうる範囲に製品トン当たり設備費を見積り、当初の六一円から六二円四〇銭としたことをあげていて。これにたいし、『日本钢管四十年史』は「改正評価法によれば現在稼高の低い製銑業に好都合となり、稼高の高い製鋼業が比較的不利になることは明らかであつた。」と述べて、製銑企業の有利な方向に評価方法が改められたと批判している。

評価方法の変更にどの程度合理性があつたのか判断し難いが、全体として合同する資本に有利なように評価額が著しく膨脹したこと

は事実である。

こうして、九年一月、合同に応じた会社は

八幡製鉄所、輪西製鉄、釜石鉱山、三菱製鉄、富士製鋼、九州製鋼であり、同年三月東洋製

表II-3 日本製鉄株式会社資本比率

(単位：1,000円)

	投下資本額	払込資本総額に対する比率(%)
国家資本	284,195	79.0
三井	26,612	7.4
三菱	15,681	4.4
安川	7,204	2.0
安治	2,773	0.8
安住	864	0.2
総 払 入 資 本	400	0.1
	359,821	100.0

出所：『日本経済年報』38輯，p.8より。

鉄が参加し、一所六社となつた。⁽²⁰⁾

一方、設立委員会は定款を作成し、一月二六日に、商工大臣に認可を得、一月二九日創立総会を開き、二月一日より営業開始となつた。⁽²¹⁾

日鉄の昭和九年における鉄鋼供給量とその比率をみると、銑鉄は一、八五六千トン（九五・九%）、鋼塊は一、〇一〇千トン（五二・五%）、鋼材は一、四五〇千トン（四三・九%）となつており、国内総生産量に対して銑鉄では圧倒的な供給率を示しているが、鋼塊、鋼材の供給率は五二・五%、四三・九%と、日鉄外各社を合計したものとほぼ同等である。

表II-3によると、日鉄の払込資本総額、三五九、八二一千円のうち、八幡製鉄の資産部分に相当する二八四、一九五千円（七九%）を大蔵大臣が所有し、残り二一%を、三井、三菱、安川、松本等の財閥が所有している。輪西、釜石は三井系であり、三菱は三井、富士は渋沢、九州は安川にそれぞれ属していた。

以上、鉄鋼合同案の歴史、日鉄法の内容、および合同の経過と結果を検討したわけであるが、ここで要点を抽出することにする。第一次大戦後の不況期に発生した製鉄合同案は、大正一四年の合同答申を経て、昭和五年の恐慌を背景として、急速に具体化したが、社債の政府保証等をめぐつて、商工省と大蔵省の意見が一致せず、結局流産する。その後民間業者間の合同案もいくつかあつたが成立せず、昭和八年、日鉄法が議会を通過し、官民合同が成立した。⁽²²⁾

そして表II-2、3でわかるように合同交渉の際、製銑五社をまず合同させようとしていたことに対応して、結局民間企業では高炉企業（輪西、釜石、三菱、東洋）が中心となつた。

日鉄は経営組織上は株式会社でありながら政府の監督、命令権を規定していたように、著しく政治的、軍事的色彩を持つていた。日鉄は民営形態をとるので、この限りでは、官営八幡製鉄所の民間への払下といえる。しかし単なる払下ではなく、民間との合同という形をとり、かつ政府の過半数以上の株式保有、外国人による株式所有の禁止等を規定しており、民営形態であるが、国家権力の直接的支配下にある「半官半民」的会社である。

（注）

- (1) 日本製鉄株式会社編著『日本製鉄株式会社史』二三頁。
- (2) 同上、二四頁。
- (3) 同上、二六頁。東亜經濟調査局編『本邦鉄鋼業の現勢』一五六頁。
- (4) 前掲『日本製鉄株式会社史』二六頁。
- (5) 同上、二七頁。前掲『本邦鉄鋼業の現勢』一五九頁。
- (6) 通産省商工政策史刊行会編『商工政策史・第九卷』一三、一四頁。
- (7) 前掲『日本製鉄株式会社史』二八、二九頁。
- (8) 前掲『本邦鉄鋼業の現勢』一六五頁。前掲『日本製鉄株式会社史』二九頁。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史・X VII』一五二頁。
- (9) 前掲『本邦鉄鋼業の決勢』一六四頁。
- (10) 前掲『日本製鉄株式会社史』三九頁。
- (11) 同上、八四三一八四六頁。
- (12) 同上、八八六、八八七頁。
- (13) 富士製鉄株式会社編『富士製鉄株式会社史』一四〇、一四一頁。

(14) 日本製鉄株式会社法施行令（昭和八年九月二一日）では、軍部と日鉄との関係を次のように規定している。「第三条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ日本製鉄株式会社法第九条ノ規定ニ依リ軍事上必要ナル命令ヲ為サントスルトキハ商工大臣ニ協議スヘシ」（前掲『日本製鉄株式会社史』八四六頁。）

(15) 『鉄と鋼』昭和八年（第一九年）第三号二二〇頁。なお、『東洋経済新報』第一五四七号の記事によれば、政府は合同の第一段階では製鉄五社を年内とし、残り六社は、五年以内に合同させる意向を持っていたとのことである。

(16) 前掲『日本钢管四十年史』一五〇頁。前掲『日本製鉄株式会社史』五七頁。

(17) 同上、五七頁。

(18) 同上、五三、五四頁、前掲『日本钢管四十年史』一五一、一五二頁。

(19) 前掲『日本製鉄株式会社史』五三、五四頁。前掲『日本钢管四十年史』一五二頁。

(20) 前掲『日本製鉄株式会社史』五八頁。

(21) 同上、五八頁。

(22) 前掲『本邦鉄鋼業の現勢』一六七、一六八頁。

b 日本製鉄株式会社の形成

表II-1、および3で明らかにるように、日鉄を構成する会社のうち、官営八幡製鉄所が最も大きく、資本投下額では昭和九年現在、七九%を占めていた。ところでこの八幡製鉄は合同以前、技術的に不統一なものであるとはいえ、すでに銑鋼一貫生産を行い、鋼材供給でも高いウエストをしめていた。（表I-27、71参照）この八幡製鉄が技術的に劣る民間企業と合同した理由は何であろうか。この点を、八幡製鉄が官営形態から、民営形態へ移行した理由を探ることを通して明らかにしたい。そして第二に、民間企業では高炉企業が合同の中心となつたが、主要な平炉企業が合同に参考せず、高炉企業が参加した理由を明らかにしたい。以上の二点についての分析を通じて日鉄の形成された理

由、およびその歴史的性質を明らかにする。

まず八幡製鉄所が官営から民営に移された理由から検討することにする。

八幡製鉄所は製鉄技術の困難なこと、巨額の資本を必要とすること、軍器材料の製造上収支を問わず特定の鉄材を製造しなければならないこと等を理由として官営とされた⁽¹⁾。そして明治三三年から一〇年間、欠損を示していたが、明治四三年に利益金を出して以来、昭和四年まで連年黒字経営であった⁽²⁾。この間、すでに検討したように、鋼材の自給化は徐々に進み、昭和三年には七三%となり、昭和七年には関税の引上もあって一〇三%となり、特定の製品をのぞいて自給が可能となつた。こうして鋼材が自給化されれば、国営事業としての製鉄所の役割は一応達成されていたといえる。事実、八幡製鉄は既述のように、第一次大戦後の不況期には、民間鉄鋼資本に生産分野を譲歩することなく、逆に供給率を高めてすらいたのに(表I-24参照)、昭和恐慌期にはカルテルを通じて民間資本に生産分野を譲歩していた。これは、大戦後の不況期には鋼材自給率が五〇%程度であったのに対し、昭和恐慌期には民間資本の生産もふくめてほぼ自給の水準に達し、部分的には過剰設備、過剰生産すら示していたことを最大の理由としている。したがつて八幡製鉄所民営化の可能性は自給率の上昇とともに高まつていたといえる。⁽³⁾ 事実、「臨時産業審議会」の答申にそつて、昭和六年には具体的に八幡製鉄所民営化をふくむ合同交渉が商工省によつて進められていた。この時点で初めてこうした合同交渉が行われたのは、恐慌によつて高まつた民間鉄鋼企業の経営危機を救済する必要があつたことと共に、鋼材自給度が一〇〇%に近づいたという実体的条件が生まれたことによるといえる。民間企業の経営状態について言えば、第一次大戦後の不況期と昭和恐慌期を比べると、経営の困難さの程度は変わらないと思われるのに(表I-10、17、20参照)、大正一〇年、一四年と、合同案が答申されながら、現実的な歩みをみせなかつたのである。

そして合同案が不況期に生じてることから、合同は民間企業救済という意味を持っていたことは否めないが、具体的に合同交渉が行われたのが昭和五年、六年であったこと、そして合同が成立したのは昭和八年という景気が上昇しつつあった年であること、こうした歴史的事実から、合同を現実化する条件は八幡製鉄所の側に重い比重がかかっていたと判断してよいであろう。

このように鋼材自給率上昇と共に払下の可能性は強くなつた訳であるが、しかし当時の政治的、経済的情勢からいって、軍部、政府にとつて軍事的側面から八幡製鉄所の役割は一層大きくなりつつあつた。世界大恐慌を転換点として各帝国主義国はブロック経済化に進み、日本も昭和六年九月には満州事変を起し、一層中国侵略を進めつつあつたからである。したがつて、軍工廠と密接な関連を持つて、軍器に必要な鋼材を製造していた八幡製鉄所は、可能ならば、直接統制のできる官営形態のまま經營を続けることが望ましかつたにちがいない。しかし、次に述べる財政的限界からそれは不可能なのであつた。

昭和八年三月に行われた「日本製鉄株式会社法案委員長経過報告」において商工省は八幡を民営に移す理由如何といふ問に対し、次のように答えていた

「八幡の官業製鉄所と致しましては創立以来三十数年間、何の支障もなく順境なる発達を今日までは続けて参つて、今日の状態は頗る好良なる状態を呈して居るのであります。従つて官業の立場から致しまして、何も今日之を民業に移す必要を感じて居るのではない、併しながら将来の発展を企図いたします為には多額の資金を要するのであります、現に此合同案が成立いたしました暁に於きましては直にここ数年の間に一億円ばかりの投資を必要とすることが目睫の間に迫つて居ると云ふような状態でありまして、之を特別会計に於て求めることは非常に困難である、……又官民

対立の状態に於きましては、物価の変動に依つて価格を一定して市場に出すこと云ふことが、非常に困難なる状態に余儀なくされるのであります、……でありますから将来の発展を企図いたしまする為には、八幡製鉄所自身の立場からは民業に移すと云ふことの必要を感じないのでありまするが、発展の上からは之を民業に移して、半官半民の会社として統制的に活動し得る機能を与へると言うことが必要である」⁽⁴⁾

ここでは民営化の理由が、資金調達が特別会計では困難であるということと、価格の変動による需要者（産業、軍部）の不利をなくすため、民営化による民間業者の統合によつて、価格統制をする必要があるという二点にわたつて述べられてゐる。

八幡製鉄所の会計は、大正一五年に「製鉄所特別会計法」が制定されて、昭和二年から拡張資金、改良補充資金共に同特別会計から調達されていた（表I-23参照）。それ以前には、拡張資金は「一般会計」から調達し、補充資金は「製鉄所作業会計」から調達していたが、大正五年から大正一一年までの予定で始められた、同所第三期拡張計画が行政整理などの理由で遅延したことは、一般会計に依存した形態での資金調達の障害を、強く意識させることとなり、拡張、改良、補充の為の資金を、一般会計から独立して調達する製鉄所特別会計を設置することになったのである。⁽⁵⁾

当時、「作業会計法」下では、一般会計の財政計画に、全面的に依存することとなるので、鉄道、造幣等も特別会計を設けており、一般的傾向として、官営事業は一般会計からの独立化が行われていた。しかし製鉄所特別会計では、他の特別会計よりも一層民間会社の会計方式に類似したものとし、例えば、固定財産については原価償却を行い、借入金に対しても、元利の償還を自己負担とする方法をとつていた。⁽⁶⁾そして同会計第五条において、「固定財産ノ拡張改良費補充費」等には、「作業益金繰入金、固定財産減価償却繰入金、公債募集金、借入金、固定財産、売払代金其ノ他

表II-4 一般会計歳出内訳 (単位: 100万円, %)

	皇室費	年金・恩給	行政費	軍事費	国債費	合計
昭和2年	5(0.3)	139(7.9)	848(48.0)	492(27.8)	282(16.0)	1,766(100.0)
4	5(0.3)	145(8.4)	811(46.7)	495(28.5)	280(16.1)	1,736(100.0)
6	5(0.3)	154(0.4)	650(44.0)	455(30.8)	214(14.5)	1,477(100.0)
7	5(0.3)	160(8.2)	858(44.0)	686(35.2)	242(12.4)	1,950(100.0)
8	5(0.2)	164(7.3)	879(39.0)	873(38.7)	335(14.8)	2,255(100.0)
9	5(0.2)	170(7.9)	685(31.7)	942(43.5)	361(16.7)	2,163(100.0)

出所: 大内兵衛監修・日本統計研究所編『日本經濟統計表—明治・大正・昭和』(日本評論新社) より。

「付属雑収入」をもつて充当することを規定していた⁽⁸⁾。パドル炉の技術段階ならともかく、近代的製鋼方法においては、高炉＝平炉・転炉、高炉も同時に増設することになり、しかも各工程毎の単位当たり設備資金が極めて大きいので、利益金、減価償却金だけでは当然蓄積資金が十分調達できず、公債等の外部資金に依存することになる。したがって、資本蓄積には公債発行を不可欠な条件としたが、公債は昭和七年一一月以降、日銀引受の形で大量に発行されてから、形式的には製鉄所特別会計の負担において、公債を通ずる資金調達も可能であった。

しかし、昭和六年九月、満州事変が起り、新たな中国侵略の段階を迎えて、翌七年一月には上海事変が発生していた。これに対し政府は、緊急勅令を発し、軍事経費支弁のための公債を発行することとした。表II-4で明らかのように、軍事費の一般会計歳出にしめる比率は、年々増加し、特に、昭和六年以降顕著である。

この満州事変経費のための公債発行は、戦火が一応おさまっても、在満兵力維持を口実として、継続的に発行され、結局昭和六年から一五年に至る間の発行総額は、約一八億にも達した⁽⁹⁾。この軍事公債と、歳入補填公債の新発行の増加は、それ以外の公債の新規発行を抑制することになった。特に事業公債の公債総額に占める比率は年々低下していった⁽¹⁰⁾。これら事業債の新規起債額は表II-5のよう

表II-5 事業公債起債額
(単位: 1,000円, 以下切捨, %)

	昭和6年	7	8	9	10	11
内地事業債	97,822 (85.0)	94,322 (75.9)	68,656 (63.3)	54,753 (65.9)	58,133 (73.5)	46,650 (63.3)
外地事業債	17,321 (15.0)	30,047 (24.1)	39,725 (36.7)	28,300 (34.1)	21,000 (26.5)	26,620 (26.8)
事業公債総計(A)	115,135 (100.0)	124,369 (100.0)	108,381 (100.0)	83,053 (100.0)	79,133 (100.0)	72,270 (100.0)
国債総計(B)	213,822	781,313	846,732	830,000	761,000	685,000
A/B	53.8	15.9	12.8	10.0	10.4	10.6

注: 内地事業債とは、道路、電話、電信(以上一般会計)と通信、鉄道(以上特別会計)の公債であり、外地事業債とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太の事業債である。

出所: 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』IV 国債 p. 192, 193 より。

に、昭和六年度には一一五、一三五千円で、国債総額の五三・八%をしめていたが、七年度には一二四、三六九千円、(二五・九%)、八年度は一〇八、三八一千円(一二・八%)と相対額のみならず絶対額も減少している。⁽¹¹⁾ このように事業公債が軍事費の増加に対応する、軍事公債の増加に圧迫され、新規発行の途を狭められていたので、製鉄事業公債も、⁽¹²⁾ 当然新規発行の途は限界づけられていたのである。政府としても、民間から株式、社債、借入等によって資金が調達できないのであれば、軍事工業として重要な意味を持つ八幡製鉄所を、財政上必須項目として、第一次大戦期のように大量の資金を投下したにちがいない。しかし、民営化して、民間、主として財閥から資金を調達し、経営を維持することが現実性を持っていたので、払下げることができたのである。事実、のちに見るよう、日鉄の資本構成は当初こそ国家資本が七九%を占めていたが、徐々に民間所有部分が多くなり、蓄積資金は主として民間から調達されることになるのである。

したがつて、一般会計および、八幡製鉄に対する軍事的要請が、財政を媒介として矛盾するに至り、この矛盾を止揚する方向として、八幡製鉄所の民営化、日鉄への加入が行われたわけである。国内鉄鋼資本によ

る鋼材自給が保たれるようになつたことは、八幡製鉄所を民営化する重要な条件であるが、昭和恐慌以後の軍部勢力の胎頭、および国際的対立関係の激化という歴史的条件も、以上のように、重要な意味を持つていたといわなければならない。

このように当時は一方での中国侵略と国内における左翼への弾圧、右翼による要人暗殺等の政治的事情をリードし、それらを利用して軍部が徐々に政治実権力を握つて行く過程であつたので、そうした政治情勢を反映して八幡製鉄所の民営化も単純なものではなかつた。前述のように、日鉄に対する政府の強い監督、命令権が規定されていたことにそれは反映している。

昭和八年三月十五日、第六四議会衆議院において商工大臣中島久万吉は日鉄法案提出理由を説明して次のように述べている。

「我国製鉄事業の現状に鑑みまして、従来各種の振作方法が考えられたのでござりまするが、斯業の根本的確立を図るべき実質的対策と致しましては、大規模且つ系統的作業を特に有利と致しまする製鉄事業本来の性質に鑑みまして、官営製鉄事業及民間主要製鉄事業を基礎と致しまする合同会社の実現を図り……、殊に鉄鋼は各種重要産業の基礎的材料たる関係から致しまして、其低廉にして豊富なる供給を確保いたしますことは、國家産業經濟の発展を期する上に於て極めて重要な事項でございまして……」⁽¹³⁾

すなわち「低廉豊富なる」鉄の供給を確保することを目的として日鉄が設立されることを述べているが、事実日鉄は後述するように鉄銑を商工省の指導の下に銑鉄共販よりも低価格で供給していた。しかし鋼材の販売価格については必ずしもそうは言えない。この点は後述する。冒頭で提起した第一の問題は以上のように説明されるとして、次に、

第二の問題、即ち、日鉄に参加した民間企業では高炉企業が中心となつた理由を検討したい。

以上のように、軍需、産業への「低廉豊富なる」鉄の供給という要請と、それには大量の資金を要し、財政からではなく民間から調達しなければならない、という事情から八幡製鉄所は民営化されることになつたが、こうした日鉄形成の要請からいって、民間会社との合同は矛盾しないばかりか、必要となる。しかも可能ならば、統制をより容易にするために、主要鉄鋼会社全部を合同した方がよいことになる。だから合同の対象をまず、一三社ないし一社としていたものと思う。しかし事態は政府の思惑通りには進展せず、事前の交渉過程で平炉企業の参加が望み難いことがわかつたので、前述のように、合同の第一段階として製銑五社を対象とし、あと合同に応じそうな会社に交渉をするという形となつたものと推定しうる。

主な平炉企業が合同に参加しなかつた理由には、兼営部門との切離しが難しいことや、資産評価方法に問題があつたこと、日鉄が配当を六、七分に抑える方針であつたことなどが具体的には述べられていて、もちろんそうしたことも合同不参加の理由にはあつたであろうが、しかしそうした個別的事項を理由とするには傾向性がありすぎる。したがつて平炉企業に共通する原因を探らなければならない。満州系二社が合同に参加しなかつたのは、それらが、満州國の下で独自の方針に従つて生産計画を進めていたことに依つて⁽¹⁴⁾いた。主要平炉諸企業が合同に参加しなかつたのは、昭和八年には、軍需を中心とする膨大な財政支出と、低金利政策によつて、昭和恐慌から脱け出ており、第一次大戦時以来の高利潤をあげていたことによる。前掲表I-58によれば、平炉六社の総資本収益率は、昭和六年上期には、〇・二%であったが、七年下期四・〇%、八年上期八・二%、八年下期一〇、三%となつてゐる。したがつて軍需を中心とする好況が続く限り高利潤が得られる以上、平炉企業所有者には、自己の経営権を放棄して、合同しなければ

ならない理由がなくなつたわけである。

	銑 鉄	鋼	鋼 材
大正8年	18	24	23
9	20	26	26
10	15	24	25
11	12	22	22
12	9	26	21
13	9	27	30
14	8	28	32
15	7	30	33
昭和2年	8	33	34
3	8	36	37
4	7	35	41
5	8	32	41
6	7	34	40
7	8	34	40
8	8	36	44

出所：『製鉄業参考資料』大正13年版、昭和11年版より。

だが、好景気による利潤率上昇は、高炉企業にも同じように波及するはずである。しかし、高炉企業と、平炉企業とでは輸入銑鉄をめぐって鋭い利害の対立があつた。この点はカルテルの形成を述べた時に明らかにしたことであるが、この安価な銑鉄が継続的に輸入されていた為に、高炉企業は平炉企業に比べて常に低い利潤率しかあげることができず、しかも欠損を数年にわたつて記録することもあつた。（表I-10、17、58参照）この両者の構造的差異を更にみてみよう。

表II-6は銑鉄、鋼塊、鋼材の生産工場数の推移を比較したものである。第一次大戦直後の大正九年には銑鉄二〇工場、鋼二六工場、鋼材二六工場が操業しており、銑鉄工場数と鋼、鋼材工場数との間にはわずかな差しかない。大正一二年までは不況の継続と共に各工程の工場数はいずれも減少する。しかしながら大正一三年以降の工場数の推移は、銑鉄と鋼、鋼材部門とでは異っている。銑鉄工場数は大正一五年に七と最低となり、その後昭和四年の七工場をのぞいて、どの年も八工場と全然増加していない。これに対し、鋼、鋼材生産工場は昭和恐慌時にはわずかに減少するが、一貫して実質的には増加している。つまり、銑鉄工場は、浅野造船所が昭和二年に高炉操業を開始しただけで、新規参入はそれ以外なかつたのに対し、鋼、鋼材工場は工場新設が続いて起きたのである。こうした現象が生じたの

は、平炉、圧延工場に比べて、高炉建設には、相対的に多額の資金が必要であったことにもよるが、資本にとって高炉の経営が不利であったことがより重要な理由であろう。

表II-7 銑・鋼・鋼材生産比率

	銑 鉄	鋼	鋼 材
大正 6年	100	172	119
	100	137	92
	100	176	120
	100	160	126
	100	190	152
昭和 2年	100	188	158
	100	211	187
	100	205	181
8	100	225	196

注：銑鉄生産量を100とした鋼・鋼材の合生産比率。鋼材は普通鋼特殊鋼を合計した。

出所：『製鉄業参考資料』より。

表II-7は銑鉄生産量を100として、鋼、鋼材生産量との比較したものである。大正六年から一二年までの期間には、銑鉄生産量と鋼、鋼材生産量との相対的差異は相当あるが、しかし一四年以降と比べるとすくない。すなわち、一四年以降は、鋼、鋼材生産指数は、銑鉄のそれの約二倍を示しているのである。この動きは表II-6の操業工場数のものと一致する。いずれにしても銑鉄生産量が極端に低いことに変りはない。このため外国銑鉄、とくに、満州銑鉄は、大正三年の本溪湖煤鉄公司、大正八年の満鉄鞍山製鉄所の生産開始以来、日本国内の鋼塊生産の不可欠な要素として位置づけられていた。そして満州銑鉄の輸入は、特別に「協定税率」として一般関税率よりも低くおかれ、⁽¹⁵⁾ おり、銑鉄共販組合においても既述のように、満州銑鉄には有利な価格政策がとられていた程である。しかし「日滿ブロック」内では、銑鉄自給が十分行われず、外国特にインドから大量に輸入していたのである。したがつて銑鋼操業工場数、銑鋼生産比率に現われた数字は、銑鉄自給率が連年六〇%前後であったこと（表I-4、14、49参照）と同じ内容を表現しているわけである。

製鉄業の構造的な経営条件の不利性は、具体的には、輸入銑鉄価格に比べて、国内銑鉄価格が高いこと、すなわち外国商品の強い競争力にもとづく。（表I-16、図I-4参照）それを克服する国内資

表II-8 銑鉄と丸鋼の関税保護率推移
(単位: トン当たり円, %)

		平均市価(A)	関 税 率(B)	B/A
銑 鉄	大12—14	63.3	1.67	0.03
	大15—昭3	57.7	1.67	0.03
	昭7—9	44.7	6	0.13
丸 鋼	大12—14	120.7	10	0.08
	大15—昭3	97.7	18.33	0.19
	昭7—9	87.3	24.67	0.28

出所:『製鉄業参考資料』より。

本の方法は、一つは関税の引上であり、もう一つは銑鉄生産費を引下げることがある。

既述のように大正一五年の関税改正の際には、鋼材関税が引き上げられ、例えば棒、形鋼はトン当たり一〇円から一八・三三円に改正されたが、銑鉄関税は一・六六六円とすえおかれた(表I-25参照)。そしてその時、その代りとして銑鉄の奨励金が交付されることになったわけである(表I-26参照)。しかし昭和七年の関税改正の際には鋼材、銑鉄共に引上げられ、例えば棒、形鋼は二四・六六円に銑鉄は六円になつた(表I-48参照)。ここで銑鉄と鋼材の関税による保護の程度差を検討してみよう。鋼材の中では最も生産量の多い丸鋼を代表種とする。大正一二年から一四年の間の銑鉄の平均市中価格は六三・三円であるのに對し、関税は一・六六円だから平均市価にしめる関税の比率は〇・〇三%である。丸鋼の同三年間の平均市価一二〇・七円に対し、関税は一〇円だから、関税の比率は〇・〇八%であり、保護の比率は丸鋼の方が多い。⁽¹⁶⁾ 同じような計算を大正一五年から昭和三年、昭和七年から九年にかけて、銑鉄、丸鋼について行つてみると、大正一五年から昭和三年までの平均市価にしめる関税の比率はそれぞれ、銑鉄は五七・七円に対し、〇・〇三%、丸鋼は九七・七円に対し、〇・一九%、昭和七年から九年までは、銑鉄は四四・七円に対し、〇・一三%、丸鋼は八七・三円に対し、〇・二八%であり、どの期間についても丸鋼の方が保護率は高い。しかし自給率は貫して丸鋼に代表される鋼材が高かつたわけではなくむしろ大正年代にお

いては銑鉄の方が高かつたのである。銑鉄自給率は大正一三年五四%、一五年六二%、昭和三年六一%、五年七〇%、七年六一%、八年六四%であり、他方、鋼材自給率は大正一三年四四%で、一五年六一%、昭和三年七三%、昭和五年九〇%、昭和七年一〇三%、八年一〇一%となつており、銑鉄自給率はこの間わずかに高くなつてゐるにすぎないのに、鋼材自給率は一〇〇%を示すまでになつてゐる。

そして大正一五年と昭和七年の改正を通して関税の引上幅を見ると、例えば棒、形鋼は、一〇円から二四・六六円、レールは一三・三三円から二一・三三円に引上げられ、銑鉄は一・六六円から、六円になつてゐる。したがつて関税の引上幅からいえば銑鉄の方が大きいから銑鉄自給率はそれに応じて高くなつてもよいはずであるが既述のように目立つた変化はなかつた。

したがつて、関税引上に対応して確實に自給率を高めた鋼材と、ほとんど変化のなかつた銑鉄を比較すると、関税保護率の差はあつたにしても、両者の自給率の差を明らかにするには別の要因を考察しなければならないのである。

次に生産コストの側面を検討することにしよう。なお昭和六年一二月に金輸出再禁止措置がとられ、為替相場が大幅に変動する。例えば昭和六年の平均対米為替相場は一〇〇円につき四九ドルであったが七年には二八ドルと暴落している。為替低落は輸入品価格を昂騰させ関税引上と同じ効果を持つが、それは銑鉄、丸鋼に同じように作用するので当面の問題には関係がない（表I-47参照）。

インド製銑資本の資料入手できなかつたので、インド銑鉄コストと国内銑鉄コストの変化率の直接的比較はできない。しかし、鋼材生産と銑鉄生産に要したエネルギー効率（製品単位当たり投入エネルギー量）を比較することにより、ある程度技術改良によるコスト引下がどのように行われたかが推察できる。

表II-9 エネルギー投入係数

	製銑部門コークス投入係数	製鋼・鋼材部門石炭投入係数
大正 8年	1.4924	1.8501
9	1.5700	2.3806
10	1.6593	2.2760
11	1.2358	1.6290
12	1.1009	0.9372
13	1.0856	0.9267
14	1.1160	1.2794
15	1.0884	1.0882
昭和 2年	1.1624	1.0367
3	1.1167	0.9297
4	1.1732	0.8082
5	1.1232	0.7911
6	1.0672	0.7156
7	0.9574	0.6134
8	1.0479	0.6293

注：銑鉄生産量に対するコークス使用量及、
鋼材生産量に対するコークス原料炭以外
の石炭使用量の比率を示したもの。

出所：藤野正三郎著『日本の景気循環』(勁草
書房) p. 425 より引用。原資料は『製鉄
業参考資料』。

鋼材は再三述べたように銑鉄とは対照的に昭和恐慌期にほぼ自給の水準に達しているが、この鋼材自給とエネルギー投入係数との間に一定の相應関係が認められる。表II-9のように製鋼、鋼材部門での石炭投入係数は大正一四年以降、年々確実に数值を低下させている。他方銑鉄部門においては大正一三年以降顕著な変化は見られない。エネルギー投入係数は製品単位当たりコークス、石炭使用量を示したものであるから、この指標のみをもつて自給率の差の生じた生産条件上の根拠とすることは難しいが、生産技術改良の程度を示す重要な指標として扱うことはできる。したがつて銑鉄生産においては、外国商品に対抗しうる技術改善が十分なされなかつたものと言えるであろう。⁽¹⁷⁾なお労賃、労働強度に関する資料も十分得られなかつたが、製銑部門と製鋼、圧延部門間でそれらに差があつたとは考え難い。

このように、民間高炉企業は、第一次大戦以来一貫して不況状態にあり、好況となつた、昭和七年後も平炉企業にくらべて、利益率は低くなつていた。つまり経営条件は常に不利であつたのである。

したがつて外国銑鉄の強い競争力、自然条件の悪さを克服できない製銑技術の未熟さが、構造的な製銑業の不況を

もたらし、合同によつて経営回復を計ることになつたといえよう。

商工省が合同の第一段階を製銑企業におき、合同の結果もそのとおりになつたのは以上のような経済過程を反映したものであつた。つまり高炉工場を所有する、三井、三菱の財閥は、国家資本との合同経営に活路を見出したわけである。

したがつて、日鉄は、鋼材自給率の上昇による八幡製鉄所の存在意義の変化、軍備強化、中国侵略を背景とする軍事支出の増大が、官営八幡製鉄所による鉄鋼供給を必要としたにもかかわらず、財政支出に占める軍事費の増大から民営化せざるをえなくなつたことと、民間における高炉企業の構造的な経営条件の悪さ、この基本的に二つの条件が統一されて成立したものである。小規模平炉企業が合同に参加しているのは、昭和恐慌の打撃があつたことと、商工省ができるだけ多くの企業を合同させようとしていたことによる。

日鉄は以上のような政治的、経済的条件が統一されたものであり、ここからその歴史的性格が規定される。

昭和九年以降の日鉄の生産活動を分析して得られることを先取りして言えば、一方で私的資本の資本集中、官業の民間払下による独占資本という性格を持つと同時に、他方で、直接間接に軍需を充足する軍事的性格を持つている。⁽¹⁹⁾

この二側面は日鉄が鉄鋼生産を増加させよるという点では矛盾しない。つまり独占利潤を得ることと、軍需業産に鉄鋼を供給させよるという互に異なる目的がこの限りでは一致した結果を生むからである。しかし、一方は、価格引上をはかるのに対し、他方は低価格で供給させよるとする。さらに軍需への供給は、特殊技術を要する製品や、小量の製品を、総じて資本にとってコスト上必ずしも有利でない鋼材を生産しなければならない。こうした点ではこの二側面は対立する。

日鉄の持つこの独占資本的性格と軍事的性格は、原料、鋼材輸入が円滑に行われ、戦争が激化していない場合には両方共に満足されるが、鉄鋼不足が顕著になるにつれて軍事的性格が強くなり、この限りで個別資本としての利益は抑制されることになる。⁽²⁰⁾ すなわち両面が軍事的側面において統一されるわけである。その為の資金的基礎は、政府による株式の二分の一以上の所有であり、法的基礎は、日鉄法の諸規定、および製鉄事業法である。

(注)

- (1) 三枝博音・飯田賢一編『日本近代製鉄技術発達史——八幡製鉄所の確立過程——』(東洋経済新報社)一八一一一八六頁。
- (2) 前掲『鉄と鋼』第一九〇年第六号四八六頁。
- (3) 明治一〇年、二〇年代に主として政商に払下げられた官営の鉱山、製糸所、造船所等は自給率などとは無関係に払下げられ、それが財閥、および産業資本の形成に重要な役割を果したことは周知の事実である。八幡製鉄所が長期間官営として維持されたのは、それが全ての産業と、軍隊へ不可欠の資材を供給するという特殊な位置をしめていたことと、日本が資本主義国としては後発国であったために外國鉄鋼商品の競争におされて鉄鋼業の経営が困難であったことに依るといえる。明治期松下財政下で払下げられた官業は産業資本の形成に重要な役割を果したのに対し、八幡製鉄所の払下げは所謂トラストとして、独占資本の形成、およびその蓄積に決定的な意味を持つことになる。官業払下げについては、前掲楫西、加藤、大島、大内共著『日本資本主義の成立・II』三七五—三八五頁、および小林良正著『日本産業の構成』(白揚社、昭和二十四年)一七一九頁、九九一一〇五頁、等を参照していただきたい。
- (4) 前掲『鉄と鋼』第一九〇年第四号三一三—三一五頁。
- (5) 大蔵省編『明治大正財政史・第二巻・会計制度』五六二—五六五頁。
- (6) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史・第一七巻・会計制度』一三七一一五〇頁。
- (7) 前掲『明治大正財政史・第二巻・会計制度』五六四—五六五頁。
- (8) 同上、五六六頁。
- (9) 前掲『昭和財政史・第六巻・国債』一七六一一七七頁。
- (10) 同上、一九四頁。

付表 1 (注 11)

内国債起債目的別発行額

(単位: 100万円)

	事業・投融・出資	軍事費	その他	合計
昭和 6 年	123	63	212	
7	115	310	834	
8	109	184	881	
9	91	164	865	
10	79	172	793	

出所: 大内兵衛監修・日本統計研究所編
『日本經濟統計集—明治大正昭和』
(日本評論新社) より。

同上、一九五頁。

(11) 昭和八年度末における製鉄事業公債額は二六、二九八千円であった。同上一九四頁。

(12) 前掲『鉄と鋼』第一九年第四号三一二一三一三頁。

(13) 前掲『日本製鉄株式会社史』四九頁。

(14) 東亜經濟調査局編『日滿關稅政策の研究』五五一五七頁。

(15) 原数は『製鉄業参考資料』による。

(16) 製銑業の經營が困難であつたことについてはさらに分析が進められる必要があると思う。
八幡製鉄所は高炉を持つ銑鋼一貫企業であったが大戦後の不況期も欠損を出すことなく利益をあげていた。これはどういう理由にもとづくのであらうか。

前掲交詢社『鉄鋼』三〇五頁によれば、八幡製鉄の銑鉄生産高比率の増減と、八幡製鉄と民間をふくむエネルギー効率の

上昇低下とは相関関係があり、銑鉄部門におけるコークス使用率の横ばいが民間企業における生産性の停滞に起因しているという。

高炉規模をみると、八幡製鉄所は昭和二年には二七〇トン炉二基、二三〇トン炉一基、二〇〇トン炉三基を所有し、釜石鉱山は二〇〇トン炉二基、六〇トン、二五トン炉一基、日本製鋼は一二〇トン炉三基、一〇〇トン炉一基、浅野造船は一五〇トン炉、一基を所有していた。昭和六年には、八幡製鉄は五〇〇トン炉一基、三三〇トン炉、二八五トン炉、二五〇トン炉をそれぞれ二基、釜石鉱山は四二〇トン炉、三五〇トン炉をそれぞれ二基所有し、輪西製鉄は二〇〇トン炉二基、一二〇トン炉、一〇〇トン炉をそれぞれ一基所有していた。(『製鉄業参考資料』昭和一年版、七年版より) このように八幡製鉄所の高炉規模が民間企業より大きかったのである。次に高炉稼動率をみると、八幡製鉄は、大正一〇年六六%、一三年九八%、昭和二年一三九・七%、六年八〇・六%であり、民間平均は大正一〇年二〇・三%、一三年二四・八%、昭和二年五六・六%、昭和六年四七・八%であり、常に八幡製鉄所の方が高かつたのである

(表I-8、15参照)。したがって八幡製鉄は固定費用の負担はより少く、大規模設備にともなう利益も得られたことになる。これはコードクス使用効率が高かつたことと共に、八幡製鉄のコスト上の有利さを示しているといえる。八幡製鉄が高炉を持ちながら経営上充分やつて行けたことはこうして理解できる。

しかし民間の高炉経営が困難であったことにはさらに問題が残る。森川英正氏は、『戦前日本における銑鋼一貫化運動』(法政大学経済学会『経済志林』第二八卷第三号)において、戦前の鋼材市場の狭さに起因する鋼材生産規模の限界から、銑鋼一貫工場の場合には一五〇—三〇〇トン級の高炉が適切であつたと推定し、こうした中小規模の高炉では「建設費も製造コストも割高となり、競争上悪条件におされた」と述べている。高炉経営が困難であった原因を銑鋼一貫化という視点から高炉規模の小さいことに求めているわけである。これは大規模設備ほど、製品単位当たり生産費が安くなる、所謂大規模生産の法則を適用した点で注目に値する。高炉規模が小さい事から競争上の不利を説く点では賛成するが、高炉の小規模性を規定する条件について疑問がある。当時の鋼材市場からすれば大型設備の建設は困難であつたことは事実である。しかし、狭隘な市場から規定されるのは圧延設備の小規模性であり、直接的には高炉規模ではない。一般的の傾向として、企業はほぼ自家消費分に見合う製銑能力を持つといえるが、資本にとって銑鉄は商品として販売することができたのであるから、鋼材生産工場の小規模性に規定された高炉規模を絶対的なものとするわけには行かない。事実、当時の高炉企業は大量に銑鉄を外販していたのである。銑鉄自給率が低く、高炉建設余地があつたこと、資金を集中していた財閥が高炉工場を所有していたことから考えれば、鋼材生産工場の規模に規定される高炉の小規模性は克服不可能なことではなかつたはずである。

「ある新たな生産様式がいかに生産的であり、いかに剩余価値率を増加させても、それが利潤率を減少させる限り、いかなる資本家もこれを自由意思では充用しない」(『資本論』研究所版III二九四頁)という関連がある。すなわち、投資は利潤率によって規定されるのである。したがつて既存の高炉企業、平炉企業に大型高炉を建設しても利潤率が高くなると確信させない条件を明らかにしなければならない。資料の制約もあるが更に究明したい。

(18) なお、銑鉄奨励金が、八年四月一日から従来の半額(例えば銑鉄が自家製鋼に使用された場合トン当たり六円を三円にした)に引下げられている(『東洋経済新報』第一五四四号)。これは一面では、製銑企業に合同を促す意味を持つと共に、他面では軍事支出増加を円滑にするため財政負担を軽減する意味もあつたと思われる。

(19) 一九〇一年に形成されたアメリカのU.S.スティールはアメリカ総鉄鋼生産のうち、銑鉄四三%、鋼六六%、鋼材七〇

%を生産し、鉄鉱石、銑鉄、鋼材にわたって独占価格を設定していた。(石崎昭彦著『アメリカ金融資本の成立』東京大学出版会、一九六二年、二三五一一六一頁。) U.S.スティールが一の私的資本が合同したものであるのに対し、日鉄は国家資本と民間資本の合同であること、そして政府が株式を二分の一以上所有することとまず形成の事情において異なる。そしてU.S.スティールは鉄鉱石から鋼材まで独占価格をとっていたが、日鉄は銑鉄については後述するように価格を抑制する動きを見せていた。日鉄とU.S.スティールのこの差異は、日本資本主義とアメリカ資本主義の発展程度の差、及び一方が相対的安全定期の崩壊期に形成され、他方が二十世紀初頭に形成されたという事情を基礎としている。

(20) 尚、他の鉄鋼資本、例えば、日本钢管等も、一方でカルテルに入り、他方で製鉄事業法にしばられているので、日鉄と同じように二重の性格を持つと言えなくもない。しかし、日鉄はトラストとして形成され、市場でも極めて高いシェアを持っていること、戦時体制下においては中心となって軍需生産に協力したこと等、他の資本と決定的に異なる性格を持っているといえる。この日鉄の軍事的性格は、戦後の新日鉄や、U.S.スティールと比較してみると一層際立つてくる。

c 日本製鉄株式会社とカルテル

商工省は、昭和九年二月の日鉄発足以来、昭和一一年七月の小川商相鉄鋼国策発表まで、鉄鋼業全体を対象とした増産政策はとつていない。具体的には、銑鉄共販株式会社の建値引上に反対し、引下げを要求したこと、民間鉄鋼資本の高炉建設許可要請を一年まで認可しなかったことなどが目立った政策としてあげられる。

他方、国策トラストである日鉄は、昭和九年七月に第一次拡充計画に着手し、一〇年一〇月には第二次拡充計画に着手するというように、満州事変以来の鉄鋼需要の継続的増加に対応して着々と増産計画を進めていた。そして「低廉豊富」な鉄の供給という国家的使命を担わされていた日鉄は、拡充計画遂行の過程で、この使命の障害となるカルテルとの関係を断ち切ることになる。九年一〇月、条鋼分野協定会の解消、一〇年六月、銑鉄共販株式会社への日鉄

銑鉄の委託販売契約破棄がそれである。このように商工省の鉄鋼業全体に対する政策は、準戦時体制以降に比べて著しく消極的であるのに対し、日鉄の増産は積極的に行われている事実からいって、この時期の商工省の鉄鋼政策は、日鉄を中心として鉄鋼増産をはかるうとするものであつたといつてよいだらう。

したがつて、ここでは商工省一日鉄の民間資本とカルテルへの対策、および日鉄増産計画について述べ、同時に日鉄の歴史的性格についてもより闡明にしたい。

すでに検討したように、大正一五年から、昭和恐慌期にかけて形成されたカルテルは、第一次大戦以来の不況、および昭和恐慌と深いかかわりをもつっていた。銑鉄カルテル、および線材カルテル等は外国輸入品へ対抗すること目的として形成されたが、棒鋼、形鋼、厚板部門では、需要に対し、過剰生産能力を持ち、過剰生産が現実化したことを利用として形成された。しかし、金輸出再禁止、関税引上、財政金融政策により、昭和恐慌からの脱出を果したのちは、これらカルテルの存立する意味をも変えることになる。つまり不況カルテルであつたものが、供給制限を主旨としていた昭和恐慌期と異り、好況下での供給調整に关心が移行し、かつ既存アウトサイダーの生産増大、新規参入工場の増加により市場規制力を着しく狭められていたのである。

しかし、鋼材部門は一部製品を除き、外国商品に対抗しうる競争力を持ち、国内市場を支配していた。そして集中度が低下しつつあつたとはいえ、基本的には高い集中度を持っていた。したがつて独占利潤への要求はもとより、過剰生産による価格低下を回避したい要求は、資本にとって現実的意味をもつていたから、この期間も、カルテルは資本にとつて必要であつたことには変りない。しかしまず日鉄のカルテル対策により、部分的にカルテルは自壊することになる。

日鉄の設備拡充計画は、日鉄常務、野田鶴雄の作成した野田曲線といわれた鋼材需要傾向予測に基づいて作成された⁽¹⁾。 $(Y = 2.077 X^2 - 2.6 X + 211)$ 。単位 1,000 トン。Y=鋼材需要高、X=明治 29 年を 0 として起算した年数) 拡充計画は五次にわたって行われたが、ソニード考察の対象となるのは第一次、および第二次拡充計画である。第三次以降の拡充計画と、第一次、二次計画の相違は前者が、計画的な銑鋼一貫工場の建設をはかり、かつ屑鉄に依存する製鋼方法を改めるべく大型傾注式平炉の建設、および予備精錬炉と平炉の合併による熔銑鉱石法の実施をはかったのに對し、後者は「各作業所の余績を利用して、新たに工場を建設し、または設備を増加し、これによつて資金、資材の節約と工期の短縮とを図りつつ、鉄鋼の緊急増産を計画した」⁽²⁾ことにあるという。

第一次拡充計画は、八幡製鉄所洞岡の一、〇〇〇トン高炉の建設、高級鋼板工場新設、平炉、電炉の新設、富士製鋼所における帶鋼工場の新設、釜石、兼二浦における設備改善等をその内容とした。以上の工事は昭和一二年中に大体完成し、これによつて日鉄の設備能力は、製銑三五万トン、製鋼五三万トン、鋼材一九万トンを増加した。

第二次拡充計画は一〇年一〇月から着手され、八幡製鉄所における一、〇〇〇トン高炉一基建設、釜石における銑鋼一貫設備の建設、その他付属設備の建設を行つた。第二次計画は昭和一四年中に完成したが、この間、大阪製鉄の設備を買収し、これらを合わせて、日鉄設備能力は、製銑八五万トン、製鋼六八万トン、鋼材一九・五万トン増加した⁽³⁾。

第一次、第二次拡充計画は、前述のように緊急増産計画であったために、釜石における銑鋼一貫設備をのぞけば、いずれも各工程の単独建設、または付属設備の建設であつたので、必要資金も第一次五、二〇〇万円、第二次七、一〇〇万円と第三次の一、三〇〇万円、第四次の二、二〇〇万円に比べて相当小額であつた⁽⁴⁾。

こうした増産計画の実行は日鉄のカルテルに対する態度をある程度変えることになる。日鉄は創立直後次のような

対カルテル声明を出していた。

「固より現在の統制組織は斯業の發展並に市場の情勢に伴い改善を要すべき点が多々ありますのみならず我国の事業の推移によりましても自然変更を必要とすることが生ずると存じますが、此等は漸を遂てその完璧を期することと致しました。この際は我社は鉄鋼業の統制並に協調を尊重する主旨によりまして合同に参加しました製鉄所各社の從来の関係を承認して各共販組合並に協定会に参加して市場の安定を期せんとする次第であります。⁽⁵⁾」

つまり、既存カルテル改編の必要を認めながらも当面協調して行こうということであろう。そして事実既存カルテルとの対立が発生した。

銑鉄共販株式会社には満州側二社と共に、輪西、釜石、三菱の日鉄に合同した三社が加盟していたので、まずここで問題が生じた。銑鉄共販では、日鉄が三社に代つて、共販協定に加入するよう望んだが、日鉄は共販株式の三社分をそのまま譲渡を受けたのち協定に加入すると主張し、その間暫定的に委託販売をすることとなつた。⁽⁶⁾ 銑鉄共販の株式総数は、輪西一、九〇〇株、釜石一、一〇〇株、三菱二、五〇〇株、本溪湖煤鉄公司一、一〇〇株、満鉄三、四〇〇株、合計一〇、〇〇〇株であった。だから日鉄が三社の株式をそのまま所有すれば、五、五〇〇株となり、全体の五五%を持つことになる。満州側は、経営権の対等を確保するため、株式の半数対等所有を主張して譲らず、結局結論が出ないまま交渉が継続されることになつた。

両者の対立はより鋭く建値引上問題をめぐって生じた。国内鉄鋼需要の上昇、銑鉄在庫の減少、および輸入銑鉄価格の騰貴を理由に銑鉄共販は昭和八年七月にトン当たり四四円六〇銭として以来変えなかつた建値を、一〇年一・三月渡しに関して、四九円八〇銭とすると発表した。商工省はこれに対し、引下を要求するが受け入れられないため、日鉄

をして一月二八日、四月以降の共販への委託販売破棄を通告させて、引下げをせまつた。しかし、共販社はすでに値上価格でもつて販売していた。そこで二月三日、商工省の斡旋によつて、一・二・三月度共販社販売銑鉄全部に対し、割戻金（トン当たり鉄物用銑二円八〇銭、製鋼用銑一円三〇銭）を支払い、共販建値は四八円五〇銭とすることにし、同時に日鉄の委託販売中止通告も取消して、事態は収拾された。⁽⁸⁾

しかし、日鉄は六月二一日、銑鉄共販に対し、共販株肩代りはしないことと、日鉄銑の委託販売を七月以降中止することを通告し、以後、輸入銑もふくめて、日鉄と銑鉄共販の二つのルートを通して銑鉄が販売されることになつた。⁽⁹⁾

その後しばらくは、日鉄と銑鉄共販は建値を交渉によつて同価格としていたが、徐々に開いて行き、例えば昭和二年一月には日鉄建値五四円、共販建値五七円、四月には日鉄七〇円、共販七七円となつていて。（表II-10参照）

日鉄の銑鉄建値引上の際には、常に日鉄が商工省に対し認可要請を出し、商工省でそれを協議し認否を決定するシステムになつていて。例えば昭和二年七・九月度銑鉄建値を外銑価格高騰を理由に値上を要求したが、商工省は同意せず、結局据置となつた。日鉄は更に一〇一二二月度銑鉄建値引上を要請し、商工省は銑鉄建値は当分これ以上値上しないこと、銑鉄値上による鋼材値上は行わないことなどを条件に二円値上の四九円とすることを認め⁽¹⁰⁾た。その後値上の毎に、商工省の認可を要しがつ常に銑鉄共販よりも安く決定されていた。⁽¹¹⁾

銑鉄価格決定に商工省が介入し、しかも、可能な限り低く抑える政策であったことがわかる。日鉄は銑鉄に関しては、この商工省の低価格政策を具体的に遂行する役割になつていたのである。銑鉄価格を低く抑えることは銑鉄が製鋼の原料となるために、鋼材価格を低く抑える為の一方法であつたわけである。

しかし、商工省の価格抑政策も銑鉄需要に対応する供給が十分行われない限り成功しない。この時期に銑鉄需要

表II-10 銑鉄建値・市価推移

(単位: トン当たり円)

	共 販	日 鉄		市場価格
昭和10年 1— 3月	48.50		昭和10年 1月	58
4— 6	48.00		4	55
7— 9	48.00		7	56
11—12	46.50		10	56
11・ 1— 3	47.50	46.50	11・ 1	56
4— 6	48.50	56.50	4	56
7— 9	49.50	46.50	7	57
10—12	49.50	49.00	10	57
12・ 1— 3	57.00	54.00	12・ 1	65
4— 6	77.00	70.00	4	82
7— 9	81.00	79.00	7	89
10—12	81.00	81.00	10	91

注: 製鋼用銑鉄価格。

出所:『銑鉄販売史』p. 828—829,『製鉄業参考資料』より。

は、軍需の増加などのため継続的に上昇していた。そしてそれに対応して、従来高炉を持たなかつた日本钢管、浅野小倉製鋼、中山製鋼などが相次いで高炉建設を商工省に申請した。八年五月に日鋼三五〇トン高炉、九年七月、浅野小倉二五〇トン高炉、同年八月中旬山製鋼三〇〇トン高炉、一〇年五月日鋼四〇〇トン高炉、浅野造船三〇〇トン高炉をそれぞれ、認可要請していた。

これに対し商工省は、九月一〇月に日鋼三五〇トン高炉建設を認可したのみで、その他の高炉には許可を与せず、ようやく昭和一一年四月、および七月に至って許可することになる。⁽¹³⁾この高炉建設抑制が、例えば過剰生産が当然に予想されるような時にとられたのであればともかく、銑鉄自給率は昭和五年六九%、一〇年六四%、一一年六五%とわずかながら低下し、銑鉄購買申込に対し引受高が不足するという事情があつた時にとられたため、結局国内銑鉄生産を停滞させることになった。

この商工省の方針は、当時なお銑鉄、屑鉄の輸入が十分に行われていたこと、認可するならば国際競争力のある設備ということが考えられていたこと、高炉建設に対応した資源対策が必要であつたことに基づくといわれているが、⁽¹⁴⁾

結果的には建設申請をした資本の要求を抑え、銑鉄の国内増産を抑制するという商工省にとつてマイナスの事態を生ぜしめた。⁽¹⁵⁾

当時、満州においては、日鉄設立とほぼ同じ時期に鞍山製鉄を母体として昭和製鋼所が発足し、銑鋼一貫生産が行われることになったので、昭和一〇年以降は、日本への銑鉄輸出は減少することになった。また朝鮮にある日鉄兼二浦も昭和九年から製鋼、圧延作業を開始し、同じように銑鉄の日本移出は停滞していた。こうした条件が重なって国内における銑鉄需要は逼迫し、銑鉄引受割合は昭和一一年は八四・二%、一二年には、七二・〇%と低下しており、(表II-11) それに応じて銑鉄販売価格、市場価格も表II-10のように大幅に上昇している。銑鉄在庫に関する統計

表II-11 銑鉄需給推移
(単位: 1,000トン)

	買付申込	引受高	引受割合
昭和10年	1,595	1,417	92.6
11	1,632	1,375	84.2
12	1,978	1,428	72.0

出所:『日本鉄鋼史』第4巻第11分冊より。

原資料は『本邦銑鉄統制販売史』
p. 567。

表II-12 銑鉄輸移入高
(単位: 1,000トン)

	満洲	インド	その他	朝鮮	合計
昭和9年	409	202	3	164	2,507
10	383	338	241	131	2,999
11	271	375	325	123	3,102
12	213	284	499	134	3,438

出所:『製鉄業参考資料』より。

は同じ規準による長期にわたるものがないために限られているが、商工省編『工場統計表』昭和一〇年版によれば、昭和九年七三、八二五トン、昭和一〇年五七、一二九トンとなつており、明らかに減少傾向を示している。⁽¹⁶⁾

鋼材カルテルは、景気の上昇によって、不況カルテルから好況を利用するカルテルへと変化していたが、アウトサイダーの生産増加が目立ち、著しくその市場規制力を弱めている。黒板共販組合薄物部は、八年八月にアウトサイダーの供給拡大のために、解散している。⁽¹⁷⁾

九年十月には、日鉄が第一次拡充計画着手を契機として、

表II-13 棒鋼会社別生産推移

(単位：1,000トン、%)

	昭和9年	10	11	12
△○日本製鉄	270(35)	348(34)	343(33)	431(36)
□○大阪製鉄	51(7)	70(7)	63(6)	65(5)
△○日本钢管	103(13)	100(10)	87(8)	90(7)
○○神戸製鉄	44(5)	49(5)	49(5)	50(4)
○○浅野小倉	73(9)	77(8)	63(6)	62(5)
△○吾嬬製鉄	26(3)	35(3)	19(2)	20(2)
□○中山製鉄	15(2)	29(3)	52(5)	29(2)
□○尼崎製鉄	22(3)	43(4)	50(5)	55(5)
その他	174(22)	265(26)	301(29)	399(33)
合計	778(100)	1,016(100)	1,027(100)	1,201(100)

注：△は関東鋼材販売組合加入、○は鋼材連合会加入、□は関西丸鋼協議会加入（なお、同会には以上のほか、石川製鉄、高石製鉄が加入しているが、生産量が不明のためその他に入れた。）

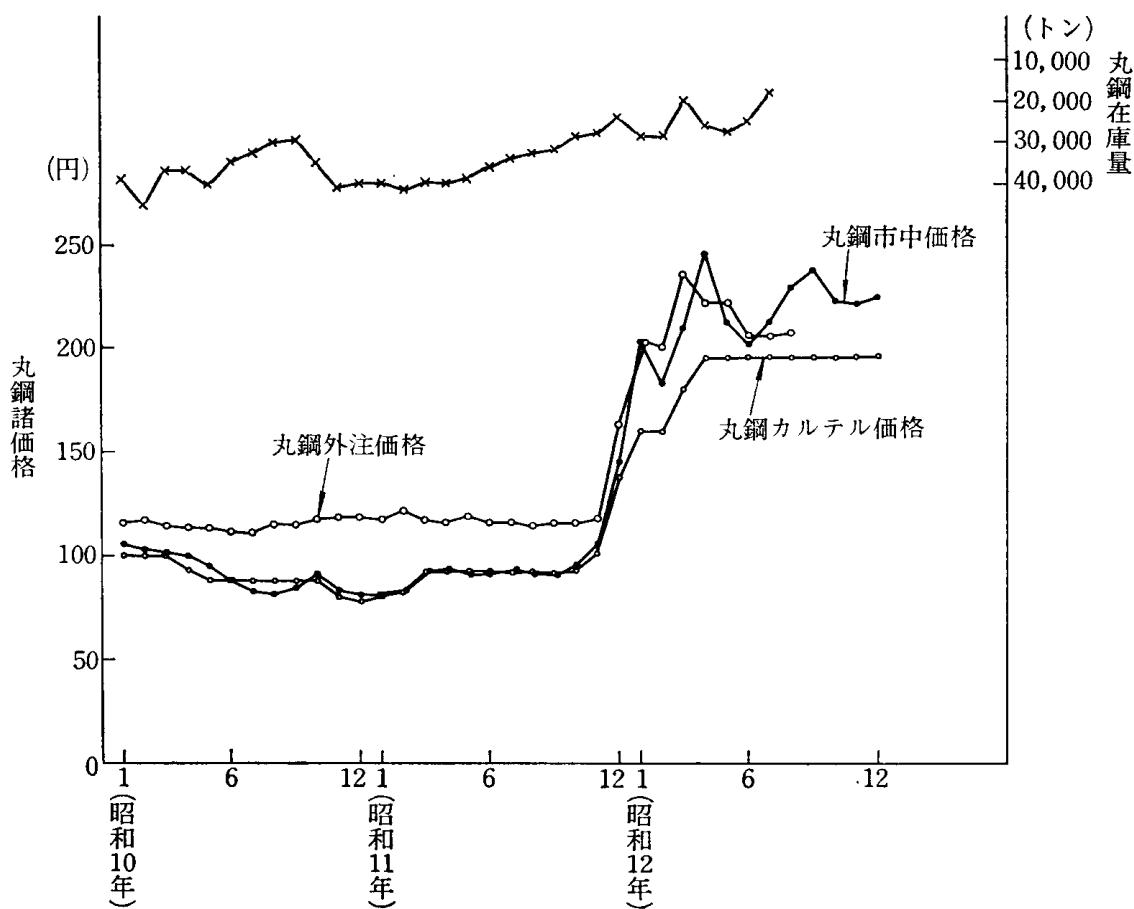
出所：『製鉄業参考資料』昭和15年版、『東洋経済新報第』1687号付録『物価二十年』より。

条鋼分野協定会を破棄し、生産分野協定を解消することを主張した。そして、棒鋼、形鋼等もふくめた新たな生産分野協定を一年以内に決めるなどと申し合わせて、実質的に解消されることになった。¹⁸⁾ 条鋼分野協定会は前述のように、八幡製鉄所が民間資本に生産譲歩をする場として機能していたために、日鉄はそれをそのまま引きつぐことを不利として、破棄したものである。鋼材連合会の丸鋼生産割当量は、条鋼分野協定会の官民生産割当量を基礎として決定されていたので、鋼材連合会の生産制限機能も著しく制限されることになった。

丸鋼カルテルの活動から見てみよう。すでに述べたように、丸鋼カルテルとしては、関東鋼材販売組合（昭和二年一二月成立）、日本丸鋼販売組合（昭和八年八月成立）があり、関東および全国の丸鋼販売比率が協定されていた。そして、昭和一〇年五月には新たに大阪製鉄他六社で関西、九州における丸鋼市価調節を目的として、関西丸鋼協議会が形成されていた（表II-13参照）。

表II-13は協定対象丸鋼だけでなく、角鋼、平鋼もふくめた棒鋼生産量をしたものであるから、丸鋼カルテルの分

図II-1 丸鋼諸価格及び在庫量推移



注：カルテル価格は、関東鋼材販売組合の販売価格。

出所：カルテル価格、市場価格は『製鉄業参考資料』、外注価格、在庫量は雑誌『鉄と鋼』昭和10年—12年各号による。

析には必ずしも適当なデータではないが、棒鋼の八割程度が丸鋼であることから、大略を示すものと考えてよいであろう。まず第一にアウトサイダーの割合が年々増加していることが目立つ。つまり、昭和九年内には「その他」企業の生産割合は二二%であるが、一〇年、二六%、一一年、二九%、一二年三三%となっている。つまりカルテルの市場支配力は年々低下しているのである。第二に、日本钢管や、浅野小倉製鋼のシェアは年々低下しているのに、日鉄のシェアは目立った低下をみせず、第一次拡充計画がほぼ完了する一二年には三六%とむしろ上昇すら示している。条鋼分野協定が存在していた時には、八幡製鉄は昭和五年、三〇・八%、六年一九・七%、八年一九・〇%とシェアを低下させていたことと比較

すれば雲泥の差がある（表I-66参照）。

これは豊富な鉄鋼供給を商工省、軍部から期待されていた日鉄の性格を示す数字であるといえる。条鋼分野協定会の解消はしたがつて、日鉄にとつてぜひとも必要な措置であった訳である。

図II-1によつて、丸鋼諸価格、および在庫量の推移をみてみよう。丸鋼市価は一〇年一月から八月にかけて下落し、二・二六事件のあつた一一年二月にわずかに上り、その年の一〇月から一二年一月にかけて後述するような軍需の急増により急騰している。在庫量の推移をみると、一〇年末から一一年四月までは四万トン程度を続けていたが、その後漸次減少し、一一年一〇月には三万トンをわり、二万九千トンとなつてゐる。こうした動きは丸鋼市価の上昇に対応している。しかし、一〇年五月から九月にかけて在庫は減少し、そして市価は、一〇年八月まで一貫して低下していたが、九月、一〇月とわずかに上昇している。このわずかな価格上昇は、鋼材連合会が基準生産量（ベースもの一七、四〇〇トン）に対して三割増産を続けていたのを、五月から八月にかけて、増産を中止し、基準量生産として供給制限をし⁽¹⁹⁾、他方関東鋼材販売組合は販売価格を市価の低下にもかかわらず五月から一〇月まで八八円と固定していたことを原因としている。しかし、丸鋼需要が増加しないことと、カルテルの市場調節力が弱化しているため、一一月、一二月とカルテル価格を引下げざるを得なくなつてゐる。そして同時に、供給制限をやめて、九月から再び基準量に対し三割増産としている。アウトサイダーの侵入があるうえに、供給制限による価格引上は、アウトサイダーの利益となる方が大きいため、生産制限を緩和したものと思われる。こうしてある程度、カルテルは需給調節力を持つてはいたが、アウトサイダーの侵入により市場調節力を弱められていたのである。

丸鋼のカルテル価格は、一二年四月から一二月まで一九五円に固定されている。これは商工省の権力的な価格固定

策が採用されたことによる。丸鋼在庫量が急激に減少していることからも推定されるように、このころ鋼材が不足し、市場は外注価格をこえて騰貴するようになり、一二年には輸入が棒、形鋼合計で一三五、〇〇〇トンと前年の三

七、〇〇〇トンに比べて大幅に増加している。

丸鋼カルテルは、形鋼、線材などと共に、一二年九月にアウトサイダーを残さない組織として再編成されるが、すでに再編以前から価格を固定して、商工省のこうした政策を具体的に遂行していたわけである。⁽²⁰⁾

次に形鋼カルテルを見てみよう。小型山形鋼共販組合は、日鉄に加入した釜石鉱山と八幡製鉄とから成っていたため、日鉄形成と同時に解消となつた。⁽²¹⁾ 中型山形鋼共販組合は九年五月に神戸製鋼を新たに加えて、存続していた。⁽²¹⁾ なお、大阪製鉄は一年五月に日鉄に買収されているので、それ以後は自動的にカルテルに加入したことになる。

ここでも、丸鋼と同様、アウトサイダーの生産比率増加が目立つ。昭和九年には四%をしめるにすぎなかつた「その他」の会社が、一〇年一二%、一二年一八%になつてている。

図II-2をみると、価格、在庫量ともに丸鋼とほぼ同じ動きを示していく。

等辺山形鋼のカルテル引受量は九年九月までは価格上昇に対応して八、二〇〇トンと高水準を保っているが、その後、景気の後退と共に六、〇〇〇トンに減少し、一〇年二、三月には売止となつていて。しかしその

表II-14 形鋼会社別生産推移

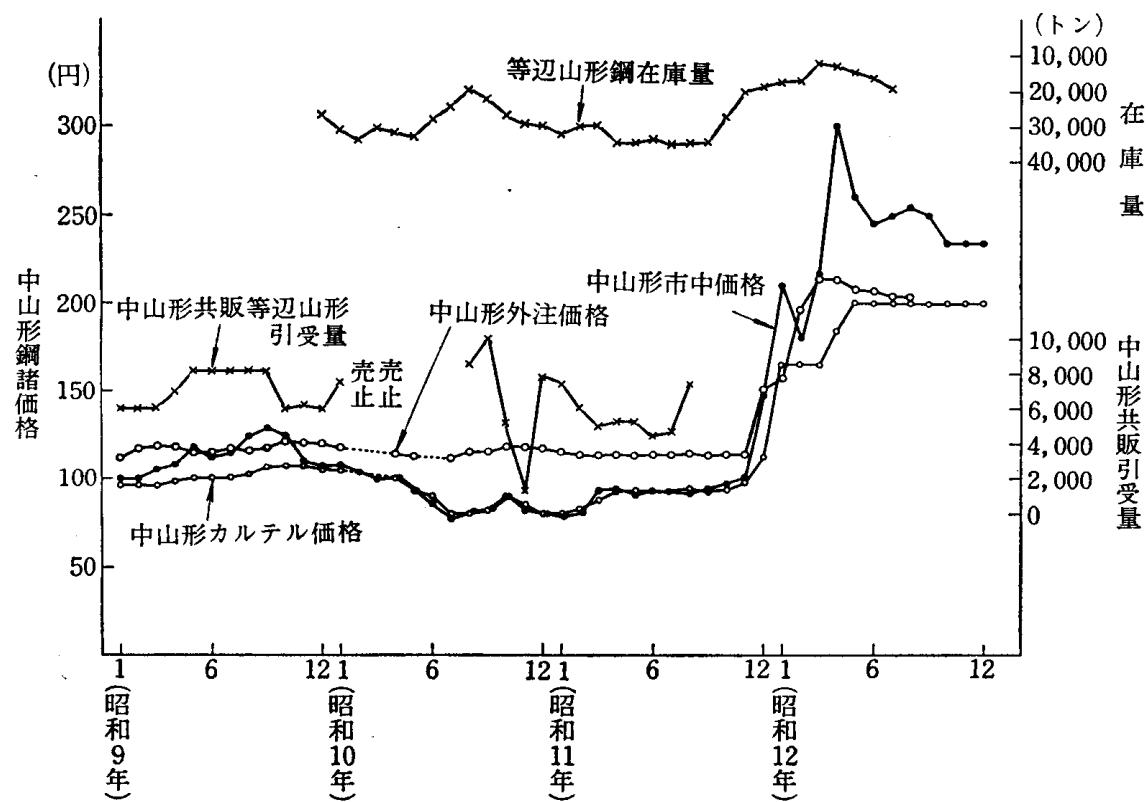
(単位: 1,000トン, %)

	昭和9年	10	11	12
○日本製鉄	268(62)	263(56)	307(55)	376(52)
○日本鋼管	82(19)	92(20)	90(16)	123(17)
○東海鋼業	31(7)	31(7)	39(7)	24(3)
○神戸製鋼	10(2)	6(1)	5(1)	9(1)
大阪製鉄	21(5)	22(5)	49(9)	64(9)
その他の 合 計	18(4)	54(12)	65(12)	132(18)
	430(100)	468(100)	555(100)	728(100)

注: ○は中型山形鋼共販組合加入。

出所:『製鉄業参考資料』昭和5年版,『東洋経済新報』第1687号付録『物価二十年』より。

図II-2 中山形鋼諸価格・共販引受量・在庫量推移



注：価格は全て等辺中山形鋼の価格。

出所：市中価格、カルテル価格は『製鉄業参考資料』、外注価格、引受量、在庫量は『鉄と鋼』昭和9年—12年各号より。

表II-15 線材会社別生産推移

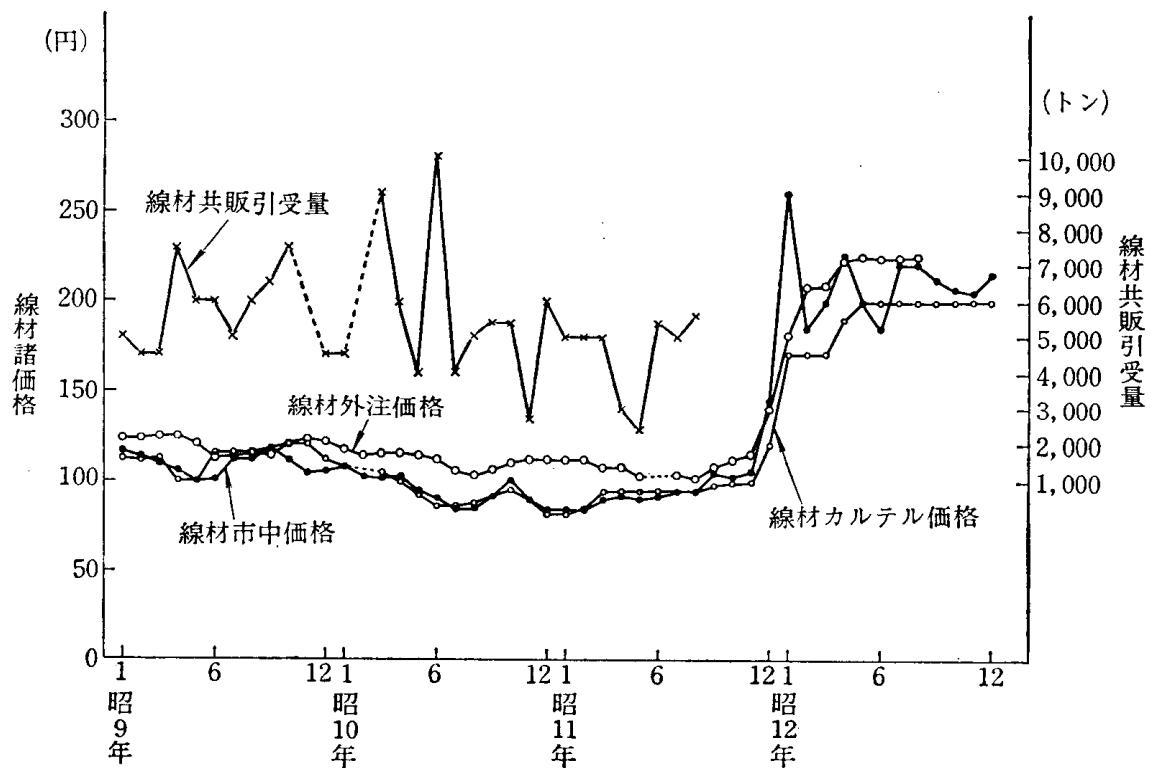
(単位：1,000トン，%)

	昭和9年	10	11	12
○日本製鉄	113(32)	114(28)	123(25)	106(24)
○神戸製鋼	144(41)	176(43)	177(36)	192(43)
吾嬬製鋼	9(3)	23(6)	40(8)	34(8)
中山製鋼	33(9)	51(12)	78(16)	58(13)
浅野小倉	49(14)	48(12)	61(13)	58(13)
合 計	348(100)	413(100)	487(100)	447(100)

注：○は日本線材共販組合加入。

出所：『製鉄業参考資料』昭和15年版、『東洋経済新報』第1687号付録『物価二十年』より。

図II-3 線材諸価格・供給量推移



出所：市中価格、外注価格、引受量は『鉄と鋼』昭和9年—12年
各号、カルテル価格は『製鉄業参考資料』より。

後数ヶ月は需要が少ないとために引受量を決定しないで販売したり、一〇年後半から一年央までは不安定な引受量を示したりしている。これは需要の停滞とアウトサイダーの侵入により市場調整力が乱されたためである。⁽²²⁾

表II-15のように線材カルテルも、アウトサイダーの侵入にあって生産割合を低下させている。吾嬬製鋼、中山製鋼、浅野小倉がアウトサイダーとして残っていたが、九年にはこれら三社のシェアは二六%、一〇年には三〇%、一一年三七%となっている。図II-3によれば、カルテルの線材引受量は、多少市価の動きと一致しない時もあるが、価格が低下する一〇年後半から一年前半にかけては、ほぼそれ以前よりも少くなっている。当然のことながら需要の縮少に対応して供給制限をしていたわけである。しかし、年々カルテルのシェアが低下しているため、カルテル価格は市価と共に相当変動している。昭和一一年一二月には外

注価格が市価より安くなるが、これは外国商品の輸入を誘い、一年には三八、〇〇〇トンであった線材輸入が、二年には六六、〇〇〇トンとなつた。

以上、日鉄増産計画、平炉企業の高炉建設遅延問題、銑鉄、丸鋼、形鋼、線材カルテルの動きをみて来たわけであるが、日鉄は第一次、第二次拡充計画を推進し、その為に障害となる条鋼分野協定を破棄していた。この条鋼分野協定会に対する態度は、他のカルテルに対しても日鉄の発言力を強くする威嚇的意味を同時に持つたものと推定される。

そして、商工省の鉄鋼政策は、銑鉄共販が銑鉄建値を引上げようとした時、日鉄を通して引下げさせたり、日鉄の五五%株式所有による経営権掌握が困難とみると共販から日鉄を脱退させていること、そして民間平炉企業の高炉建設を遅延させたことなどから、鉄鋼増産はもっぱら日鉄を通して行おうとしていたと評価して誤りではないであろう。日鉄はしたがつてこうした商工省の政策を具体的に担つていたわけである。しかし鋼材カルテルは黒板共販薄物部、条鋼分野協定会、小型山形鋼共販を除き全部存続しており、一定の価格調整を行つていた。そしてこの中に日鉄も加入していたことから、日鉄の独占資本としての側面がここに表わされていると言えよう。

(注)

- (1) 前掲『日本製鉄株式会社史』二四四頁。ただしこの予測曲線は一二年には修正された。
- (2) 同上、二三七一二三九頁。
- (3) 同上、二三七一二三八頁。
- (4) 同上、二六〇、二七五、二八五頁。
- (5) 前掲『東洋経済新報』第一五九〇号、前掲石川著『独占』一二四一一五頁。原資料は『日本製鉄販売旬報』第四号。
- (6) 前掲『銑鉄販売史』三三九頁。

(7) 同上、三六九、三七〇頁。

(8) 同上、三六八頁。前掲『東洋経済新報』第一六四〇号。

(9) 前掲『銑鉄販売史』三七二頁。

(10) 前掲『東洋経済新報』第一七二〇号、一七二五号。

(11) 同上、一七三三号。

(12) 同上、第一七五〇号、一七五五号、一七六七号、一七六八号。

(13) 同上、第一七〇三号、前掲『日本製鉄株式会社史』七〇頁。

(14) 前掲『日本製鉄株式会社史』七〇頁

(15) 商工省が民間高炉を容易に認下しなかった点については、それは日鉄中心主義による民間資本抑制策だとする批判があつた。例えば前掲『東洋経済新報』第一六四六号。しかし前掲『日鋼四十年史』は、日鉄が九年九月に申請した八幡一、〇〇

〇トン炉にも態度が示されず、一年四月に日鋼、浅野と共にようやく認可されたことをもつて、商工省が無方針であつたことにもとづくとしている。ところが後の商工大臣吉野信次は、「日鉄幹部が他社の高炉建設に強く反対したためである」(通産省商工政策史刊行会編『商工政策史』第一七巻、三一七頁)と述べており、一一年七月の商相小川による「鉄鋼国策」の第一項目には「日鉄外各社の熔鉱炉認可により、日鉄中心主義は形式的に修正をせられる。当局も今後積極的に合同勧奨は行わないが、日鉄が実力をもつて業界を支配する趨勢は今後とも強化する。」と述べられており、商相自ら日鉄中心主義による熔鉱炉不許可であつたと言つてゐる。なお条鋼分野協定会の破棄、銑鉄共販への委託販売の中止をも日鉄中心主義によるアウトサイダー抑圧という把え方が一般的であるが、条鋼分野協定破棄は日鉄拡充計画遂行上の必要からとられたものであり、銑鉄共販からの脱退は商工省の銑鉄低価格供給の方針を日鉄が貫いたことによるものである。したがつて商工省の民間資本抑制策としての日鉄中心主義は直接的には高炉認可問題に関してのみ言ひうる。もしそうでないとすれば、他のカルテルが存続していた事実が説明できないであろう。

(16) 商工省編『工場統計表』昭和一〇年版。

(17) 前掲『日本鉄鋼史』第四巻第一二分冊。

(18) 前掲『東洋経済新報』第一六二六号。

(19) 同上、第一六八七号、一六九八号。

(20) 同上、第一六一八号の記事は「商工省の鋼材建値引上に対する抑制方針は広く一般に知れわたっているところである」と述べている。とすれば昭和九年にはすでに商工省は鐵鋼カルテル価格を抑制する方針をとっていたことになる。しかし、このころの抑制策は準戦時、戦時体制下で採られるような強力なものではないことと、需要の統制ができていないことから、価格は相当変動しており、成功していない。

(21) 同上、第一六八七号付録『物価二十年』より。

(22) 中山形カルテルの供給数量、および供給方法は前掲『鉄と鋼』昭和九年、一〇年、一一年、一二年の各号を参考にした。